

平成 23 年 6 月 13 日

「UBS コア・コンサバティブ・ファンド」受益者の皆様へ

UBS グローバル・アセット・マネジメント株式会社

約款変更の成否のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「UBS コア・コンサバティブ・ファンド」（以下「ベビーファンド」といいます。）および「UBS ディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）につきましては、平成 24 年 5 月 10 日現在の受益者を対象に、信託約款変更にかかる書面決議を行いました。

その結果、ベビーファンドにつきましては、基準日である平成 24 年 5 月 10 日現在の受益者の半数以上であって、議決権総口数の 3 分の 2 以上にあたる多数の賛成が得られました。

また、マザーファンドにつきましても、平成 24 年 5 月 10 日現在のマザーファンドの保有割合に応じてベビーファンドの受益権口数をマザーファンドの受益権口数に換算し、また、ベビーファンドの受益者数をマザーファンドの受益者数と置き換えた結果、受益者の半数以上であって、議決権総口数の 3 分の 2 以上にあたる多数の賛成が得られました。

以上をもちまして、予定どおり平成 24 年 6 月 13 日付で約款変更を行い、平成 24 年 7 月 4 日より適用することになりましたことをお知らせいたします。

■約款変更の内容

グループの香港拠点である UBS グローバル・アセット・マネジメント（HK）リミテッドにおいて人員の強化があったことに伴い、同社の運用体制を活用することで、より充実した運用サービスを投資家へ提供することを目的として、運用指図に関する権限の委託を行うため、マザーファンドの信託約款に所要の変更を行いました。

また、これに伴い、委託先の所在地である香港の銀行休業日に取得申込みおよび一部解約を受付けないこととする等、ベビーファンドの信託約款に所要の変更を行いました。

敬具